

変わります!自動車税の「月割計算」!

県域を越える自動車の転出入における自動車税の月割計算の廃止について

月割計算が廃止に!

平成18年度分の自動車税から、引越しや売買によって、現在所有している自動車のナンバーが他都道府県のナンバーに変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税はなくなります。

※平成17年度分の自動車税の取扱いについては、今までどおりです。

たとえばこう変わります!

タナカさんは、
4月1日現在住んでいるA県に
自動車税を納めました。

A県

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

1年分の自動車税

ところが、7月18日に転勤で
A県からB県へ引越ししたため、
B県のナンバーに変更登録をしました。



現在
課税?
還付?
月割計算?

現在

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

← B県から課税 →

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

← A県から還付 →

引越ししたB県から自動車税が月割で課税され、
A県からは自動車税が
月割で還付されます。

平成18年度以降



月割計算による新たな課税も還付もなし!
引越し先のB県からは
翌年度分から自動車税が課税されます。

A県のスズキさんからB県のタナカさんに車が売買された場合

現 在

移転登録の際にB県でタナカさんに月割計算による自動車税が課税され、
A県からスズキさんに月割計算による自動車税が還付されます。



平成18年度以降

月割計算による新たな課税も還付もされません。
翌年度分から、B県のタナカさんに自動車税が課税されます。



移転登録における非課税車等*の取扱いについて

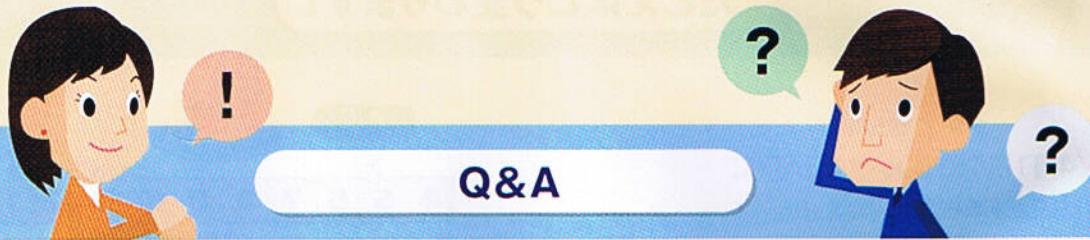
転出前の都道府県において法令の規定に基づき自動車税が課されていない場合は、転出後の都道府県において、新所有者に月割計算による自動車税が課されます。

また、転入後の都道府県において自動車税が課されない場合は、転出前の都道府県において、前の所有者に月割計算による自動車税が還付されます。

* 非課税車等とは、法律又は条例等の規定に基づき自動車税が課されないものをいいます。

継続検査用の納税証明書について

県域を越える変更登録または移転登録後、次年度分の自動車税の納期限までの間に継続検査を受ける必要がある場合は、転出前の都道府県の継続検査用の納税証明書（移転登録の場合は前の所有者の納税証明書）が必要となります。



自動車税の月割計算が廃止されるとどのようになりますか。



県域を越えた引越しによる変更登録を行った場合や売買による移転登録を行った場合でも、同一都道府県内での変更登録や移転登録と同様に、月割計算による自動車税の還付や新たな課税は行われなくなります。



県域外への転出後、同一年度内に抹消登録が行われた場合には、自動車税はどのようになりますか。



抹消登録に伴う自動車税の還付は、その年度分の自動車税の納付が行われた都道府県において当該自動車税の納税義務者（移転登録の場合は前の所有者）に対して行われます。



年度の途中で廃車にした場合は、どのようになりますか。



今までどおり月割計算によって自動車税が還付されます。また、自動車を年度の途中で新規登録した場合についても、月割計算によって、自動車税が課税されます。

詳しくは、最寄りの都道府県の税務担当課または自動車税（県税）事務所などにお尋ねください。

総務省・全国47都道府県

